## マネジメントリポート

2003年10月

## 少人数私募債

従来、会社の資金調達は、銀行やオーナー家からの借入、増資が一般的でした。 最近は直接金融、なかでもグリーン市場 (8月号ご参照) や社債、とくに「少人数私募債」が 注目されています。

- 1. 少人数私募債のメリット
  - 1)長期での資金調達が可能 一般的には2~5年
  - 利子は後払い、元本は償還時に一括返済が一般的 2)資金繰りの向上
  - 3)担保不要
  - 4)取締役会決議により、発行可能 法務局・監督官庁などへの届出不要
  - 5) 社債権者の申し出により債券不発行手続きが可能
  - 6)株主配当と異なり、社債利子は損金扱い 社債権者にとって社債利子は 20% の源泉分離課税で完結
- 2. 少人数私募債発行の条件
  - 1)社債権者
    - (1) 緣本者に限定、直接重誘

機関投資家は不可

- (2) 社債権者 49 名まで
- 2)1口の最低社債券面額が 発行総額の 1/50 未満
- 3)発行総額1億円未満
- 4)無担保発行

オーナー家一族、役員、従業員、取引先、知人などの縁故

者にすることで、会社を信頼する人のみに限定機関投資家を含んだときは、有価証券届出書または通知書 の提出、目論見書作成・交付、告知義務あり

社債発行日前6ヵ月以内に同種の社債発行をしている場合、 通算して 49 名まで

- 6 ヵ月超で、再び 49 名まで勧誘可能
- 例)最低(1口)券面額 1百万円 ... 発行総額 49百万円以下 最低 (1口) 券面額 2百万円 ... 発行総額 98百万円以下 1/50 以上の場合、社債管理会社に管理委託が必要
- 1億円以上の場合、告知義務あり
- 担保付社債は社債管理会社に管理委託が必要
- 3. 発行から元金償還までの概要

募集要項作成 社債申込書作成・配付、応募受付 取締役会決議

| 社債権購入希望者の適格審査と社債権者・発行金額の決定 |

決定通知発送

|申込証拠金の入金確認 |

| 社債払込金預り証発行 |

社債台帳作成

利払い 元金償還

## |お見逃しなく!

- 1. 応募者を獲得するためには、財務内容を開示し、中長期的ビジョンに立った事業計画と資金 計画を立案しておくことが重要です。
- 2. 低い銀行利率に対して、少人数私募債利率を2~5%に設定し、従業員を社債権者として、 福利厚生の一環とする会社があります。
- 3. 有限会社では、この少人数私募債発行はできません。
- 4. 取締役会決議から資金調達まで4~6週間程度です。
- 5. 中小企業基本法の中小企業に対して、東京都文京区・群馬県では、少人数私募債の利子補 給 (文京区では上限 120 万円)を開始しています。

\*情報提供:Grant Thornton ASGマネジメント